

競争的資金の制度改革について（意見）

平成13年12月25日

総合科学技術会議

第2期科学技術基本計画に基づき、研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境を醸成し、我が国の研究を活性化するため、競争的資金を引き続き拡充することとし、計画期間中に倍増を目指している。また同時に、その効果を最大限に発揮できるよう競争的資金の内容を点検し、制度改革を徹底することとしている。

制度改革に当たっては、各省の持つ競争的資金の目的・役割を明確化し、不必要な重複を避け、制度設計とその運営を適正なものとするとともに、公正かつ透明性の高い評価を通じて、その研究が一層発展するように配慮しなければならない。

このような観点から、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）においても、競争的資金については、総合科学技術会議の下で業務の調整等を行うことが求められている。

これらを踏まえ、下記の方針に沿って、競争的資金に係る改革を行うこととする。

記

- 1 総合科学技術会議においては、政府全体としての制度間の連携を図るため、分野別推進戦略や資源配分の方針等を踏まえつつ、各府省要求分にかかる業務内容についてあらかじめ全体調整を実施し、また、実施状況の評価と公表等を行うこと。
- 2 競争的資金を供給する法人に、広い視野をもった研究経験のある者を、高いレベルの責任者として置き、同様に研究経験のあるスタッフとともに、課題の選定、評価、フォローアップまでの一連の業務を一貫して、科学技術の側面から責任を持ち得る実施体制が整備されるよう取り組むこと。

注) 競争的資金とは、資金配分主体が、広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。